様式第一号の二を様式第一号の二の二とし、様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第一号の二（第二十八条の二関係）

（表面）

介護保険負担割合証

交付年月日　年　月　日

被保険者	番号	
	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和　年　月　日　性別　男・女
利用者負担の割合	適用期間	
割	開始年月日　平成　年　月　日 終了年月日　平成　年　月　日	
割	開始年月日　平成　年　月　日 終了年月日　平成　年　月　日	
保険者及び保険者番号並びに名称の印		

（裏面）

注意事項

一　介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。

二　介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスに要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。（居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません。）

三　被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至ったときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四　この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

六　利用時支払額を三割とする措置（給付額減額）を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

1　この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

2　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正）

第三条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第二十八条の次に次の二条を加える。

（負担割合証の交付等）

第二十八条の二　市町村は、要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）に対し、様式第一号の二による利用者負担の割合を記載した証（以下「負担割合証」という。）を、有効期限を定めて交付しなければならない。

2　要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、遅滞なく、負担割合証を市町村に返還しなければならない。

一　負担割合証に記載された利用者負担の割合が変更されたとき。

二　負担割合証の有効期限に至ったとき。

3　前条の規定は、負担割合証の検認及び更新について準用する。この場合において、同条第二項中「第一号被保険者及び被保険者証の交付を受けている第二号被保険者（以下「被保険者証交付済被保険者」という。）」とあるのは、「要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「被保険者証交付済被保険者」という。）」とする。

4　要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一　氏名、性別、生年月日及び住所

二　再交付申請の理由

三　被保険者証の番号

5　負担割合証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その負担割合証を添えなければならない。

6　要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証の再交付を受けた後、失った負担割合証を発見したときは、直ちに、発見した負担割合証を市町村に返還しなければならない。

第二十八条の三　要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、法第四十一条第三項（法第四十二条の二第九項、法第四十八条第七項、法第五十三条第七項及び法第五十四条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定により指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設（法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス事業者（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）に被保険者証を提示するときは、負担割合証を添えなければならない。

第三十三条第二項中「被保険者証」の下に「及び負担割合証」を加える。

第六十三条中「同項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）」を削り、「被保険者証」の下に「及び負担割合証」を加える。

第八十二条中「法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）」を削る。

第八十三条第一項中「第五十条」を「第五十条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　過去に法第五十条第二項の規定の適用を受けた要介護被保険者について第七十三条並びに第七十六条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「八十分の百」とあるのは、「法第五十条第二項の規定により市町村が割合を定めたものにあっては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあっては八十分の百」とする。

第八十三条の二（見出しを含む。）中「第二十二条の二第二項第二号」を「第二十二条の二の二第二項第二号」に改める。

第八十三条の二の次に次の二条を加える。

（令第二十二条の二の二第六項の収入の額の算定）

第八十三条の二の二　令第二十二条の二の二第六項に規定する収入の額は、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者に係る居宅サービス等のあった月の属する年の前年（当該居宅